

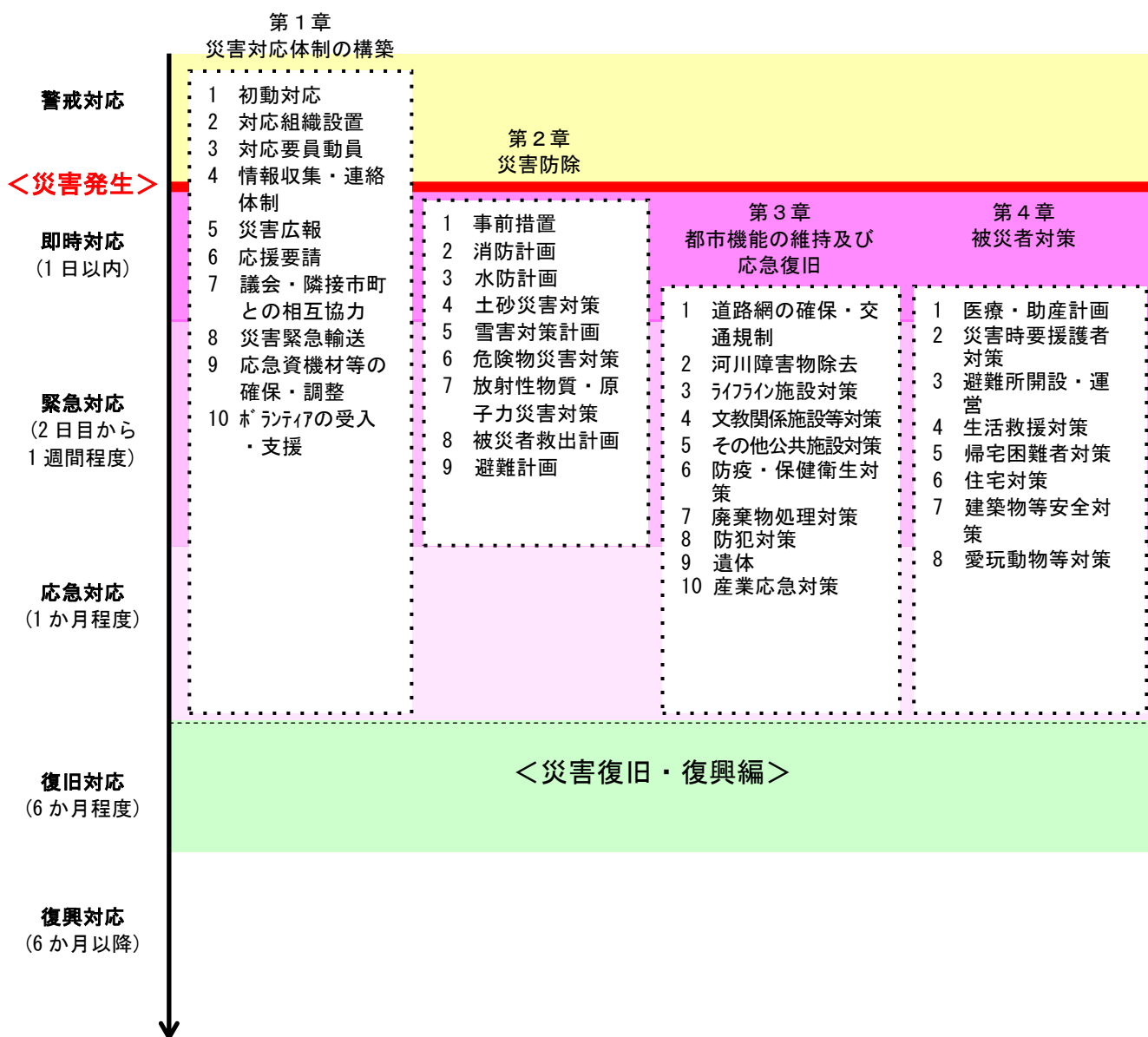
第3編 災害警戒・対策編

<災害警戒・対応の考え方>

災害警戒
・対策編

災害発生の前及び発生時から、状況は時間とともに変化していきます。刻々と変化する状況に的確に対応するためには、災害警戒・対策のための様々な活動を同時並行で行っていく必要があります。また、効果的な対策を実現するうえで鍵となるのは「情報」と「資源」の管理です。「適切な情報」と「資源」の管理が、災害対応のすべての期間を通じてポイントとなります。

災害警戒・対策の時期と内容



第1章 災害対応体制の構築

第1節 初動対応（関係各課）

【初動対応体制】

注意報や警報が発表された場合、あるいは、災害が発生した場合には、状況や規模に応じて適切な体制をとり、その対応にあたります。参集基準と配備体制は、次のページに示す通りです。また、地震等の突発的災害時は、総務課が緊急初動体制を確保します。

【災害対策に必要な事項の決定】

大規模な災害が発生した場合、あるいは、そのおそれがある場合は、町長（町本部長）（不在時は教育長、参事（副本部長））が「本部員会議」を開催し、災害対策に必要な事項等について決定します。

【東海地震等、大地震への対応】

東海地震関連情報（予知・注意）が発表された場合は、災害危険警戒等の情報を正確かつ迅速に町民や事業所等に伝達します。また、震度5弱以上の地震が発生した場合は、緊急初動体制により二次災害の未然防止や人的被害の軽減に努めます。

第2節 対応組織設置（総務課）

【災害警戒本部の設置】

風水害・土砂災害に関連する気象警報等が発表された場合、震度4の地震が発生した場合、その他町長が必要と認めたとき等は、その状況に応じて『第1次配備体制』または『第2次配備体制』をとるとともに『災害警戒本部』を設置し、情報収集・連絡活動や警戒活動を実施します。また、事態の推移を注視しながら『災害対策本部』の設置に備えます。

【災害対策本部の設置】

土砂災害警戒情報(Lv2)や記録的短時間大雨情報、特別警報が発表された場合、災害が発生した場合、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想される場合、震度5弱以上の地震が発生した場合、その他町長が必要と認めた場合等は、『第3次配備体制』をとるとともに、役場庁舎（使用できない場合は川辺町中央公民館）に『災害対策本部』を設置し、応急対策を実施します。

【災害総合相談窓口の設置】

災害時には、必要に応じて、町民からの情報提供、要望、問合せ、相談等の受付及び情報を収集するための窓口として、『災害総合相談窓口』を設置します。

本部区分	災害警戒本部		災害対策本部	代行順位等
配備	第1次配備	第2次配備	第3次配備	
体制	警戒	災害	非常	
本部長	総務課長		町長	①参事 ②教育長 ③総務課長
副本部長	総務課課長補佐(防災担当)		参事・教育長	※本部長の代行順位を引き継ぐ
消防本部長	全課長 総務課課長補佐(防災担当) 住民課課長補佐(福祉担当) 基盤整備課課長補佐(建設担当) 警報当番班(サポート班) ※サポート班は警報当番を増班した班を言う		川辺出張所長 消防団団長	消防団団長 消防団副団長
職員			時間内 防災担当 全課長 時間外 防災担当 警報当番班	全職員
消防団			全消防団員	
参集基準	風水害	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報が発表された場合 台風接近情報その他警戒体制をとるべき情報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨・暴風警報が発表された場合 土砂災害警戒情報(Lv1)が発表された場合 局地的な被害の発生が予測される場合 町長が被害発生危険性を勘案し、必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報(Lv2)が発表された場合 記録的短時間大雨情報が発表された場合 特別警報が発表された場合 災害が発生し又は発生の危険性が切迫し、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想された場合 町長が必要と認めた場合
	地震	<ul style="list-style-type: none"> 震度4 東海地震注意情報(カラーレベル黄) 		<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱 東海地震注意情報(カラーレベル赤)
	原子力	<ul style="list-style-type: none"> 県内で原災法第10条に該当しない事故が発生した場合 町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 県内で原災法第10条に該当する事故が発生した場合 町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 県内で原災法第15条に該当する事故が発生した場合 県の一部が原災法第15条に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合 町長が必要と認めた場合
	突発事故等	<ul style="list-style-type: none"> 町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 町内で航空機事故、高速道路多重事故、鉄道事故、大規模建物火災、大規模林野火災、集団救急事案が発生した場合

◇災害警戒本部・災害対策本部の事務分掌

◇本部運用・職員動員(風水害)他

◇勤務時間内における連絡体制他

資料集 P12～19

マニュアル編 M31-02-01～04

資料編 S31-02-01～02

第3節 対応要員動員（関係各課）

迅速かつ的確な災害警戒・対策を行うため、災害の程度や規模に応じ、実状に即した対応要員を動員します。

【体制等の伝達】

勤務時間内の場合、総務課は、本部長に報告して配備体制の指示を受け、本部員を通じて各班長に伝達します。各班長は、関係職員に連絡し、所定の配備での事務・業務に従事させます。

勤務時間外（夜間、休日）の場合、宿日直者は、直ちに総務課長及び防災担当に連絡します。総務課長は、本部長に報告して配備体制の指示を受け、直ちに本部員に連絡します。連絡を受けた職員は、状況の推移を注視し、必要な場合は速やかに登庁します。なお、職員は、常に気象等の情報に注意し、その状況に応じて自主的に登庁することを心がけるものとします。

【災害時の職員の対応】

職員は、災害の発生、または、発生のおそれがあることを確認したときは、それぞれの配備場所に速やかに移動し、待機します。庁外にいる場合及び勤務時間外は、災害情報に注意しつつ、動員命令を待つことなく、自主的に指定場所に参集します（参集基準に該当する場合）。

【災害対応班の編成】

各課長は、職員の参集状況を確認しつつ、緊急を要する班から優先的に編成します。また、職員が被災し任務に支障が出る場合等は、職員の配置を各部門・班の間で調整するものとします。

【職員の遵守事項】

職員は、災害情報や本部からの指示内容に常に注意を払うとともに、被害の有無・程度に関する情報やその他の災害情報の把握に努めます。また、人命救助が緊急に必要な状況に遭遇したら、優先的に実行するなど、必要な措置を講じます。加えて、自らの言動により住民等に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払います。

◇要員の動員・確保

マニュアル編 M31-03

◇強制従事命令による要員確保

資料編 S31-03-01

第4節 情報収集・連絡体制（関係各課）

災害警戒・対策方針を決定するためには、各種の関連情報を迅速かつ正確に収集して、状況を総合的に判断できるようにすることが不可欠です。

【日常的な情報収集】

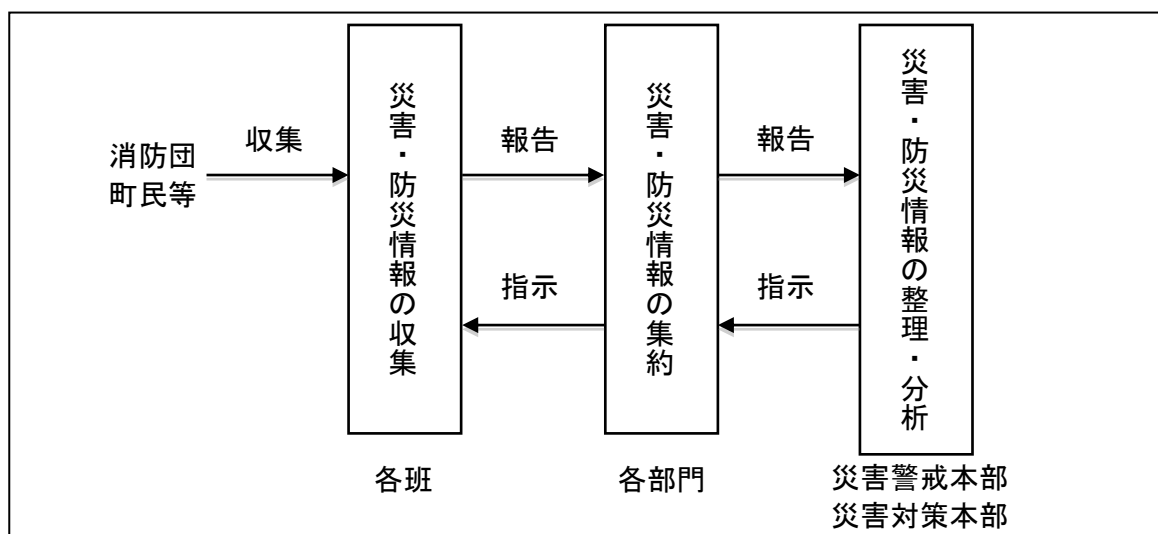
岐阜地方気象台が発表する気象情報や異常現象の通報に注意し、災害発生の可能性が高くなった場合は、その情報を伝達するとともに、『災害警戒本部』『災害対策本部』を設置し、対応にあたるものとします。

【災害時の情報収集・伝達体制】

災害が発生した場合、各部門は、各班を通じて集めた災害・防災情報を集約し、災害対策本部（又は災害警戒本部）に報告します。また、災害対応に従事できる職員をはじめ、利用可能な防災・災害対応用資機材や施設に関する情報についても、迅速にとりまとめ、災害対策本部（又は災害警戒本部）に連絡します。

本部は、情報を取りまとめ分析します。整理・分析された情報は、必要に応じて各部門を通じて各班に連絡します。なお、本部においては、直接的な人的被害や住家被害の調査・報告を、他の被害に優先して行うものとします。行方不明者数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、住民登録や外国人登録の有無に関係なく、警察等関係機関と協力して正確な情報の収集に努めます。行方不明者として把握した者が、他市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合は、当該市町村または都道府県に連絡します（旅行者など、外国人登録を行っていない外国人については、外務省に連絡）。また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対して、資料・情報提供等の協力を求めます。

災害・防災情報の報告・連絡体制



◇災害情報の収集・伝達他

マニュアル編 M31-04-01～04

◇気象情報等の伝達系統

資料編 S31-04-01～21

第5節 災害広報（企画まちづくり課）

町民、町内の各機関、県機関、報道機関等に対する被害情報、災害情報等の広報については、防災行政無線（同報系）、広報車、報道機関等の手段を用いて実施します。特に町民に対しては、前記の各種手段のほか、報道機関や自治会等の協力を得て、必要な情報を提供します。また、混乱を避けるため、災害広報は通信班において一元化を図ります。

【災害警戒情報の発表】

土砂災害警戒情報や特別警報など人的又は住家被害が発生するおそれがある災害警戒情報については、迅速に公表し、被害の最小化を目指します。特に、特別警報については町民への周知が義務化されていることから、防災行政無線等を用い確実に広報を実施します。

【被害情報等の伝達】

災害発生時は、報道機関に対する情報発表を通じて、被災・復旧に関する情報を迅速かつ広範囲に伝達します。被害状況（停電、断水、交通機関の運行等に関する情報）や対策進捗状況、町民に対する注意事項や協力要請については、具体的にわかりやすく広報し、町民の不安解消に努めます。また、重要情報については、継続的に広報し、情報の空白時間帯や空白地域がないようにします。

【効果的・計画的な広報】

広報車を利用するときは、地区毎の被害状況やライフラインの復旧状況に留意し、各地区に効果的かつ計画的に広報を行います。

- | | |
|--------------|------------------|
| ◇災害広報 | マニュアル編 M31-05 |
| ◇広報内容、災害警備広報 | 資料編 S31-05-01～02 |

第6節 応援要請（総務課）

災害が発生した場合、災害の規模や被害の程度、従事作業内容に応じて、町民への協力要請や臨時の技術者等を雇うなどします。また、町単独での対応が困難な大規模災害等の場合は、県・国・自衛隊等の各関係機関、県内市町村、災害時応援協定団体、相互応援協定を締結している市町村等に応援を要請します。

【町民への協力要請】

自主防災組織や女性の会、赤十字奉仕団等の各種団体に対して要請を行い、炊出し、給水、清掃、防疫、物資の輸送・配分、被災者の救助保護、初期消火作業等に当たります。

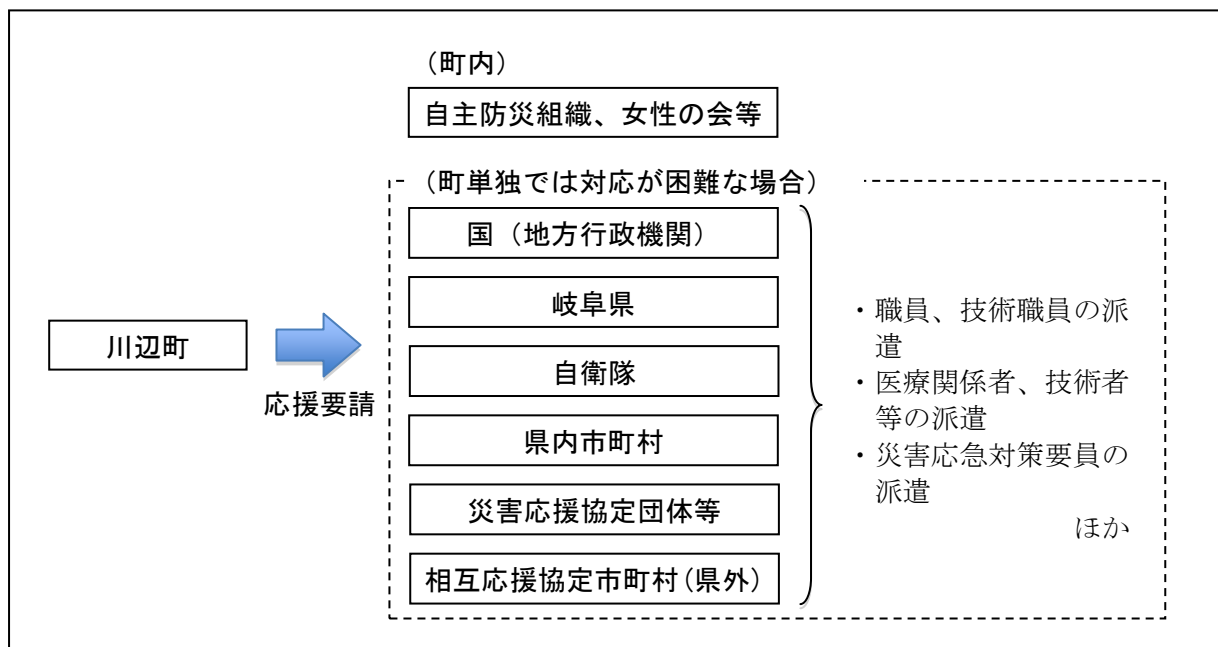
【県・隣接市町への応援要請】

自主防災組織等だけで必要人員が確保できないときは、県中濃支部や隣接市町に応援要請を行います。また、必要に応じて、国（地方行政機関）、県及び他市町村の職員の派遣を要請します。

【自衛隊への出動要請】

災害が発生し、町民等の人命・財産を保護するために支援が必要な場合、町本部長（町長）は、県本部長（知事）に対して、自衛隊の災害派遣を要請することができます。県本部長に要請を行った場合、必要に応じて、町本部長は自衛隊に対し、要請を行ったこと、及び、町内の災害の状況を通知します。ただし、通信の途絶等で知事と連絡がとれない場合は、自衛隊（陸上自衛隊第35普通科連隊長を経て第10師団長）に直接通知するものとなります。

災害発生時の応援要請



- | | |
|------------------------|------------------|
| ◇災害応援要請 | マニュアル編 M31-06-01 |
| ◇自衛隊の災害派遣要請 | マニュアル編 M31-06-02 |
| ◇広域応援要請 | マニュアル編 M31-06-03 |
| ◇自衛隊派遣要請方法 | 資料編 S31-06-01 |
| ◇自衛隊派遣要請の窓口 | 資料編 S31-06-02 |
| ◇自衛隊の活動内容 | 資料編 S31-06-03 |
| ◇自衛隊の救援活動に要した経費負担 | 資料編 S31-06-04 |
| ◇自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項 | 資料編 S31-06-05 |
| ◇消防相互応援協定締結市町村 | 資料編 S31-06-06 |
| ◇県防災ヘリコプター応援要請 | 資料編 S31-06-07 |
| ◇関連業者との災害支援協定 | 資料編 S31-06-08 |

第7節 議会・隣接市町との相互協力（総務課、議会事務局）

災害の規模や状況に応じて、町議会や隣接市町との相互協力体制を構築し、応急対策等が可能となるようにします。

【町議会との協力】

大規模災害時には、町と町議会との間で相互協力体制を構築し、応急対策の迅速化や復旧対策の円滑化を進めます。

【隣接市町との協力】

隣接市町との境界等において災害が発生した場合、当該市町と相互に協力・連携し、応急対策ができるようにします。

第8節 災害緊急輸送（総務課、基盤整備課）

災害時の緊急輸送は、人命救助を最優先とします。加えて、避難者や応急対策要員の輸送、復旧用物資等の輸送にも対応します。

【災害緊急輸送の方法】

町本部が実施する緊急輸送については、道路交通が利用できる場合、自動車輸送を中心に行います。ただし、道路の遮断等により鉄道、舟艇、人力等によることが適切な場合は、それらの方法も活用します。道路交通途絶時において、長距離輸送を必要とし、他に適切な方法がない場合は、自衛隊（ヘリコプター等）並びに県防災ヘリコプターの派遣を要請し、空中輸送を実施します。

- ◇輸送確保 マニュアル編 M31-08
- ◇庁用自動車一覧、輸送及び移送の範囲他 資料編 S31-08-01～03

第9節 応急資機材等の確保・調整（総務課、教育委員会）

応急資機材等の確保・調整においては、人命救助、被災者の救出・緊急避難、医療活動を最優先とします。

【応急資機材の調達】

応急対応に必要な資機材等は、基本的に各班で調達するものとします。資機材が不足し、各課での調達が困難となった場合は、本部において総合的に調整を行い、対応の遅れを防ぎます。

【応急資機材確保の優先順位】

- ①被災者の救出・緊急避難や医療活動における資機材
- ②災害時要援護者救援対策実施に必要な資機材
- ③物的被害軽減の対策実施のために必要な資機材
- ④公共公益施設の応急復旧のために必要な資機材

第10節 ボランティアの受入・支援（総務課、社会福祉協議会）

災害発生後の応急復旧対策に携わるボランティアが円滑に活動できるように、川辺町社会福祉協議会が行うボランティアセンターの設置や、その運営・活動を支援します。

【ボランティア所轄組織の設置】

町は、県本部や日赤岐阜県支部、川辺町社会福祉協議会、県社会福祉協議会と連携を保ちながら、ボランティアが円滑に活動できるよう努めます。町は、支援、医療等の各分野のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行い、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアの生活環境に配慮します。

【川辺町社会福祉協議会の役割】

川辺町社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置してボランティア活動を推進するとともに、県社会福祉協議会災害救援本部および県社会福祉協議会が設置する現地災害救援事務所に協力するものとします。また、町を直接訪れるボランティア希望者の受付、町本部に対するボランティアニーズの確認、伝達・連絡調整を担当します。

【専門ボランティアの受入・調整】

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、町および県の総合ボランティア部会と連携を密にして、受入・派遣に関する調整等を行うものとします。

◇ボランティア対策	マニュアル編 M31-10
◇災害時のボランティア活動	資料編 S31-10-01
◇災害救援のボランティア概略図	資料編 S31-10-02

第2章 災害防除

第1節 事前措置（基盤整備課）

町は、がけ崩れ・土石流・ため池決壊等による被害拡大防止を図るため、適切な事前措置を講じます。

◇事前措置

マニュアル編 M32-01

第2節 消防計画（総務課、可茂消防事務組合、消防団、自主防災組織）

災害警戒
対策編

【出動計画】

町は、町地域内において火災、その他の災害が発生した場合、可茂消防事務組合や消防団と連携し、初期消火及び被災者の迅速な救出・救助をおこないます。消防団は、可茂消防事務組合と緊密な連絡を行いながら業務に従事します。

【活動の優先順位】

救命・救助活動は、災害発生当初の72時間が極めて重要な時間帯となることから、人命救助及びそのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分します。

【自主防災組織の役割】

自主防災組織は、道路の寸断又は広域災害等により消防機関の活動が阻害又は遅れる場合に備え、初期消火や初期救出に努めるなど、消防活動に協力します。

【応援要請】

火災の延焼が続き、さらに拡大する危険があり、町における出動だけでは消防力が不足する場合や隣接市町村からの応援を得ることが効果的である場合には、町本部統括班が消防相互応援協定に基づき、隣接市町村に対して応援を要請します。

◇火災対策

マニュアル編 M32-02

◇火災警報発令基準、消防団出動計画他

資料編 S32-02-01～05

第3節 水防計画（基盤整備課、可茂消防事務組合、消防団）

【警報等への対応】

町は、水防上の警報・注意報を受信した場合、速やかに必要な班員の待機、消防団長との協議、水防資器材の確保等、必要な措置を講じます。また、町民等に周知徹底する必要があると認める場合には、適切な方法により周知徹底を図ります。

【出動要請】

町は、河川等が警戒水位に達したとき、または、気象注意報・洪水予報等によって消防団の出動が必要と判断される場合は、町本部長に報告するとともに、消防団長に消防団の出動を要請します。

【非常警戒】

消防団員出動時、消防団長は、水防区域内の嚴重な監視・警戒を実施し、被害箇所等、必要な箇所を中心として消防団員を巡回させるものとします。また、異常を発見したときは、町、県中濃支部土木班長と協議し、速やかに対策を講じます。

◇水防対策

マニュアル編 M32-03

◇水防配備計画、水防資器材他

資料編 S32-03-01～03

第4節 土砂災害対策（基盤整備課、総務課）

川辺町に土砂災害警戒情報等が発令された場合や、地震発生直後には、町民に危険が及ぶのを回避するため、速やかに防災・避難措置を講じます。

【土砂災害・水害に対する警戒】

町は、降雨量が注意・警戒を要する雨量に近づいた場合は、危険区域・箇所の巡回等を実施するとともに状況を注視します。土砂災害警戒情報等が発令された場合は、機を逸することなく、住民に対し防災行政無線等の方法により避難勧告等を発令します。土砂災害等により孤立集落となる可能性がある地域に対しては、先行的な情報提供を行います。

【地震発生後の危険区域・箇所の巡回】

地震発生後は、河川及び土砂災害危険箇所等の巡回を行い、被害情報等と併せて土砂災害の発生状況等の情報を収集します。がけ崩れ、地すべり等が発見され、危険性が高いと判断される場合は、速やかに応急対応を行うとともに、住民に対し防災行政無線等の方法により避難勧告等の発令など必要な措置を行います。

第5節 雪害対策計画（基盤整備課）

町は、道路管理者や警察と協議のうえ、必要な雪害対策を講じます。

【交通施設対策】

降雪あるいは着雪（氷）によって、道路が交通不能となった場合、また交通事故が発生するおそれがある場合、道路管理者および警察と協議のうえ、適切な措置を講じます。また、道路管理者の委託を受けて、あるいは、緊急に防除措置を要するときは関係機関に連絡のうえ、応急措置を行います。

【建造物対策】

大雪により、住宅等の建造物が倒壊・破損する危険があるときは、所有者または管理者が速やかに除雪するものとします。所有者または管理者による除雪作業が不可能または困難であると認められる場合は、基盤整備課と協議のうえ、その地区の消防団員または奉仕団の動員を要請し、除雪作業を実施します。

◇雪害対策 マニュアル編 M32-05

◇降雪・除雪等に関する情報の連絡系統 資料編 S32-05

第6節 危険物災害対策（総務課、産業環境課、可茂消防事務組合、消防団）

毒物、火薬、高圧ガス等の危険物取扱施設又はその周辺において災害が発生した場合や、地震が発生した直後においては、状況に応じて人的被害や災害拡大を防止するための対策を講じます。

【施設設置者・管理者の役割】

危険物取扱施設の設置者又は管理者は、危険物災害（火災、爆発、漏えい等）が発生した場合又は発生のおそれがある場合、災害応急対策にあたるものとします。また、その拡大防止に努めるものとします。

【避難誘導、警戒区域の設定】

町は、危険物災害及び二次災害により人命に危険が及ぶ可能性がある場合、可茂消防事務組合及び警察に通報します。また、施設の周辺住民の避難誘導、警戒区域等の設定を行うとともに、災害広報活動を積極的に行い避難の周知徹底を図ります。

【緊急措置命令の発動】

危険物施設の設置者又は管理者が危険防止措置を講じる必要があると判断される場合、可茂消防事務組合は、町本部と連携して監督・指導を行うとともに、必要があると認められる場合は緊急措置命令を発します。

第7節 放射性物質・原子力災害対策（総務課、可茂消防事務組合、消防団）

核燃料物質等の運搬中の事故、近隣の原子力事業所における原子力災害等、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日、法律第156号）（以下、原災法という）の規定に該当する事故・事象等が発生した場合や、岐阜県の一部が原災法に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合等は、速やかに活動体制を確立し、人命保護を第一とした対策を講じます。

災害警戒
・対策編

【活動体制の確立】

町は、原災法に該当する事故・事象等の発生の通報を受けた場合、職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の構築等、必要な体制を速やかに確立するとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のために災害警戒本部を設置します。また、岐阜県の一部が原災法に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合は、災害対策本部を設置します。

【町民等の避難誘導】

町は、原災法に該当する事故・事象等が発生した場合、国の指示・助言又は独自の判断により、町民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告・指示等、必要な緊急事態応急対策を実施します。住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、避難やスクリーニング場所（居住者、車両、携行品等の放射線量測定場所）の所在、災害の概要、その他の避難に役立つ情報の提供に努めます。

【防護対策】

町は、原災法に該当する事故・事象等が発生した場合、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合、県の指示のもとで防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等を実施します。防護資機材に不足が生じるおそれがある場合は、県に対し、防護資機材の調達を要請します。

【住民に対するスクリーニングの実施】

町は、原災法に該当する事故・事象等が発生した場合、県・原子力事業者と連携し、避難した住民等について、サーベイメータ等によるスクリーニングを実施します。

【医療措置】

町は、県と連携し、県が実施する緊急時の住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力します。

【住民等への的確な情報伝達】

町は、放射線による影響は五感に感じられないといった原子力災害の特殊性を勘案し、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施します。住民等への情報提供にあたっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にします。また、住民等からの問合せや要望等に適切に対応できる体制を整備します。

第8節 被災者救出計画（総務課、住民課、可茂消防事務組合、消防団、自主防災組織）

災害時において、生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者については、可能な限り迅速に救急・救助、捜索の実施又は保護を図ります。

【被災者の救出・搬送】

被災者の救出は、災害によって生命身体が危険な状態にある者、もしくは、災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される、または生命があるかどうか明らかでない者を対象として実施します。可茂消防事務組合、消防団、警察機関が相互に協力し、連携を密にして実施します。また、救助隊・救急隊、消防団、自主防災組織、町民等が連携し、早期救出活動と重症患者の早期救命搬送を行います。救命処置を必要とする者を最優先し、発生後72時間以内の対応完了に努めます。

【発見者の通報】

救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに救出に当たります。また、独自で救出できない場合等は、町本部、警察、消防のいずれかに直ちに通報するものとします。

【応援要請】

町単独では十分な対応ができない場合、資機材が十分でない場合は、県もしくは隣接市町村に応援を要請します。空中輸送が必要な場合は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県防災ヘリコプターの派遣を要請します。

【機関相互の連絡】

救出指揮者は、出動警察官と緊密に連絡をとり、相互に協力しながら、一体的に救出作業を進めます。救出後医療を要する場合は、町本部医療班または医療機関に連絡をとり、待機を要請する等、機関相互の連絡調整に努めます。

◇被災者救出

マニュアル編 M32-08

◇救出の対象者、災害救助法による被災者救出の実施基準他

資料編 S32-08-01～04

第9節 避難計画・緊急避難（総務課）

【避難準備情報、避難勧告・指示】

	発令時の状況
避難準備情報	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった場合
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が極めて高いと判断された状況や人的被害の発生した場合

災害警戒
・対策編

【避難勧告等の発令基準】

災害により危険が急迫し、人命の保護のために必要と判断される場合は、危険地域の居住者に対して、危険の程度に応じて避難準備情報の発令、避難勧告又は避難指示を行います。避難にあたっては、消防団員、警察官等が連携・協力して緊急避難誘導を行います。

また、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文を工夫する等、町民の積極的な避難喚起に努めます。具体的な発令基準、運用、周知に関しては、『避難勧告等の判断伝達マニュアル』（平成22年6月策定）に基づき行います。

【避難誘導、警戒区域の設定】

災害によって人命の保護等の必要性が高まった場合、避難勧告・避難指示の発令、警戒区域の設定等を行います。避難区域の設定にあたっては、土石流発生危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山地災害危険地区をはじめとする災害危険区域の指定状況等に十分留意します。

【避難情報の周知徹底】

避難準備情報の発令、避難勧告・避難指示を行うときは、避難対象地域の住民や関係機関に周知徹底を図ります。責任者が現地で直接避難の指示・勧告を行なったときは、関係者の協力を得て、その地域内の住民等に周知徹底を図ります。このとき、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮するものとします。

【町民、事業所等の役割】

町民及び事業所、教育機関、福祉施設等の管理者は、事故発生情報や災害危険情報の把握と周知徹底に努めます。また、危険であることを察知した場合は、自らの判断で避難します。ただし、避難所への避難が困難な場合には、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上に避難することを心がけることとします。

【町外への広域避難】

災害の規模や、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から他市町村への避難や、他市町村の応急仮設住宅への入居が必要と判断される場合は、必要に応じて、国の非常災害本部等を通じて、関係省庁または都道府県に広域避難収容に関する支援を要請します。被災者の受け入れについては、県に調整・協議を要請します。ただし、県内の他市町村の場合は、必要に応じて、直接協議を行います。

【緊急避難】

災害発生またはその恐れがある場合は、人的被害を最小限にするため、関係機関と連携・協力して緊急避難誘導を行います。ただし、状況によって屋内での待避等の安全確保措置を考慮して対応します。

また、住民及び事業所等の施設管理者は、災害危険に関する情報の把握と周知徹底に努め、危険であることを察知した場合は、自らの判断で避難します。

警戒を要する時期においては警戒情報を発信し、災害危険が高くなった場合は、避難勧告・避難指示の発令及び警戒区域を設定し、人的被害を出さないように努めます。

◇避難

マニュアル編 M32-09

◇避難勧告・避難指示実施責任者他

資料編 S32-09-01～09

第3章 都市機能の維持及び応急復旧

第1節 道路網の確保・交通規制（総務課、基盤整備課）

大規模災害の発生時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる可能性が高く、救出・救助活動、消火活動、物資供給等に支障が生ずるおそれがあります。このため、緊急車両の通行を最優先とする道路交通対策や交通規制を行い、要員・物資等の緊急輸送の円滑化を図ります。

【緊急輸送道路の確保】

緊急輸送道路は、広域的な緊急輸送の確保や町内の災害応急対策を円滑に進めるうえで重要な役割を果たすため、道路パトロールにより道路の被害状況等を速やかに把握します。道路パトロールに当たっては、予め指定した緊急輸送道路を優先します。

災害の発生地域や道路の被害状況、隣接市町村の道路状況を勘案したうえで、順次復旧作業に努め、車両通行機能の早期確保を図ります。

【道路の通行禁止・制限措置】

災害発生と同時に、緊急車両の通行を最優先とする交通規制を行うとともに、町民等に対して自家用車等の利用自粛や相乗利用を要請します。道路が被害を受け、危険な状態となった場合は、必要に応じて通行禁止または制限といった措置を講じるとともに、緊急規制の標識等を設置します。

【道路網の応急復旧】

災害によって被害を受けた道路等については、被害拡大防止のための措置をできる限り速やかに実施するとともに、応急復旧を行います。緊急輸送道路に関しては、各道路管理者が協力・連携して、堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、通行確保を行います。

【緊急輸送の優先順位】

- ①救急救命医療を要する重症者の輸送や緊急避難を要する被災者の輸送
- ②人的被害の軽減を実施するために必要な要員・資機材の輸送
- ③救急物資の輸送
- ④物的被害の軽減を実施するために必要な専門家・資機材の輸送

【一時集積配分拠点の確保】

被災地への物資輸送を迅速かつ効率的に実施する必要がある場合は、川辺海洋センターに一時集積配分拠点を設置し、搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として利用します。

◇道路交通対策

マニュアル編 M33-01

◇道路規制実施者、緊急通行車両に関する対策

資料編 S33-01-01～02

第2節 河川障害物の除去（関係各課）

【河川障害物の除去】

河川等の機能確保を第一として障害物除去対策を行います。河川の障害物の除去に関しては、基本的に各管理者が実施します。ただし、緊急を要する場合は、町が関係団体・業者等と協力して実施します。

第3節 ライフライン施設対策（基盤整備課、産業環境課）

上下水道、電気、ガス等のライフライン施設に被害が発生すると、被災者の生活が大きく混乱するだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障が生じる可能性があります。そのため、町及び事業者は、相互に連携して広域的な支援体制を整備します。また、防災行政無線等による復旧予定時期等の情報提供を行うとともに、防災関係機関、医療機関、避難所等から優先的に復旧するものとします。

【上水道施設】

上水道施設が被災したときは、給水車や給水拠点等によって応急給水を行うなど、飲料水の早期供給に努めます。また、上水道施設の被害状況を速やかに調査し、給水再開の課題を把握・整理するとともに、送配水システムを考慮した復旧計画を作成し、早期復旧を目指します。

【下水道施設】

下水道施設及び汚水・雨水排水路の被害状況を速やかに調査し、供用再開の課題を把握・整理するとともに、排水システムを考慮した復旧計画を作成し、早期復旧を目指します。

【電力施設（中部電力株式会社）】

移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等により、被害状況の早期収集に努めるとともに、早期復旧を目指します。また、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努めます。被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等については、防災行政無線や報道機関などを通じて利用者に周知します。なお、災害時も原則として可能な限り送電を継続しますが、二次災害防止等の理由により、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講じます。

【通信施設（西日本電信電話株式会社）】

西日本電信電話株式会社をはじめとする電気通信事業者は、災害が発生した際には、発信規制、臨時回線の開設、中継経路の変更等の措置を臨機応変に実施し、重要通信の確保や通信回線の混雑緩和を図ります。非常・緊急の電話等は、一般の手動通話等に優先して取扱います。必要に応じ、災害応急復旧用無線電話機等の運用や臨時公衆電話を設置するなどし、通信施設が被災したときは、被害状況を速やかに調査し、早期回復に努めます。

◇ライフライン施設の応急対策

マニュアル編 M33-03

◇水道施設の応急復旧目標期間、電力供給会社応急対策他

資料編 S33-03-01～03

第4節 文教関係施設等対策（教育委員会）

【文教施設等の応急対策】

学校、社会教育施設等の文教施設が被害を受け、教育活動や業務運営に支障が生じた場合、あるいは、被災施設を放置すると被害が拡大する可能性がある場合は、関係機関と速やかに連絡・協議を行い、維持・保全、教育活動等の実施の視点から必要な範囲において応急復旧を行います。また、施設の経営者・管理者は、浸水等の被害を受けた場合には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設の保全に万全を期するものとします。

【応急教育】

災害に伴う被害によって教育活動等が実施できない場合、休校等の措置を講じます。ただし、正規の教育活動等が困難な場合でも、できる限り速やかに応急教育の実施に努めます。また、応急教育等を実施する場合、給食もできる限り実施するように努めます。

◇応急教育対策

マニュアル編 M33-04-01

◇授業実施のための校舎等施設の確保他

資料編 S33-04-01～05

【児童・生徒の安全確保・保護】

災害が発生した場合、または、災害が発生するおそれがある場合、各学校長は、迅速に児童・生徒を避難させる等、災害の状況に応じた安全措置や救急処置を行います。また、災害時には児童・生徒の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれがある場合、臨時に児童、生徒、幼児の健康診断を行う等、患者の早期発見と早期処置に努めます。

◇学校保健の対策

マニュアル編 M33-04-02

◇学校保健対策計画

資料編 S33-04-06

【文化財】

文化財の所有者又は管理者は、万一火災が発生したときには、直ちに可茂消防事務組合に通報するとともに、初期消火により火災の拡大防止に万全を期します。

文化財が被災した場合は、教育委員会に被害状況を報告するものとします。被災文化財については、町文化財保護審議会委員等の意見を参考に、教育委員会から、所有者又は管理者に対し、文化財的価値を維持するよう、その対策を指示し、指導するものとします。

◇文化財・その他文教関係の対策

マニュアル編 M33-04-03

◇文化財一覧

資料編 S33-04-07

第5節 その他公共施設等対策（関係各課）

その他の公共施設等については、被害の程度や施設の活動拠点としての必要度を踏まえて優先順位をつけ、応急対策を行います。また、広報等を通じて、被災状況や復旧見込み等の情報を提供します。

【町の施設、社会福祉施設、観光施設、その他公共公益施設】

各施設の管理者は、災害関連情報の把握や周知徹底に努め、災害による危険があることを察知した場合は、自らの判断により利用者・職員の安全避難等の必要な措置を行います。

公共施設等を避難所として利用する場合は、当該施設の管理者に連絡し、被災者の受け入れ等に関する協力を要請します。

【鉄道施設（東海旅客鉄道株式会社）】

鉄道事業者は、災害が発生した場合、または、災害が発生する危険性があると判断される場合、運転規制や運転中止等、適切な措置を講じ、乗客の安全を確保します。

災害によって駅舎や列車等の鉄道施設が被災した場合は、安全避難や救護、その他必要な措置により、利用者の生命・身体・財産を保護します。また、その被害を調査・把握し、輸送業務の早期復旧を図ります。

◇その他公共施設対策

マニュアル編 M33-05

◇施設機能の応急対策

資料編 S33-05

第6節 防疫・保健衛生対策（産業環境課、基盤整備課、住民課）

被災地では感染症等の疾病の発生・蔓延の危険性が高いため、的確かつ迅速な防疫・保健衛生対策を実施し、良好な衛生状態の維持に努めます。

【防疫・保健衛生】

災害時における防疫・保健衛生については、関係機関と協力して、検病調査、健康診断、臨時予防接種、消毒（飲料水、家屋、便所等）、ねずみ属・昆虫等の駆除等を実施します。避難所等、多数の人々が利用する場所を優先して実施します。

町のみでは実施が不可能または困難な場合は、県や他市町村に応援の要請を行います。

【食品衛生】

避難所運営や炊出し等の期間中、食品衛生に関する指導監視を行います。食中毒症状を呈する者が発生したときは、直ちに医師による診察を受けさせます。また、速やかに県支部保健班に連絡し、原因究明の調査を行うとともに再発防止に努めます。

【し尿処理】

し尿処理は、原則として、し尿処理場またはし尿浄化槽によって処分し、不衛生にならないように配慮します。町で処分できない場合は、県に連絡し応援要請をします。

【町民、事業者の役割】

災害に伴う家屋、事業所及びその周辺の清掃は、各個人、事業者が行うことを原則とします。

◇防疫・保健衛生対策	マニュアル編 M33-06
◇感染症予防委員の選任	資料編 S33-06-01
◇防疫業務の実施基準	資料編 S33-06-02

第7節 廃棄物処理対策（産業環境課）

【廃棄物の収集・運搬】

町は、清掃班（ごみ収集運搬チーム）を編成し、『川辺町災害廃棄物処理計画』（平成24年9月策定）に基づき災害時に発生したごみ等廃棄物の収集・運搬を行います。廃棄物の収集順序は、被災地の状況や被災世帯の屋内清掃状況等を考慮して決定します。ただし、当初は災害廃棄物に重点を置いた対応を実施するため、道路機能の確保を優先します。また、災害廃棄物の収集にあたっては、広報等を通じて分別収集の徹底を要請します。

【仮置場、処分方法・場所】

必要に応じて、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等を設定します。なお、仮置場は災害廃棄物の種別及び排出量の状況により指定します。

リサイクルできない廃棄物は、可茂衛生施設利用組合による焼却処分を原則とし、不燃物や焼却できない廃棄物は、広域的な範囲で埋立処分を行います。

【放射性物質汚染廃棄物】

放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する対策については、国・県の協力を得て行います。

◇廃棄物・し尿処理対策	マニュアル編 M33-07
◇ごみ収集運搬チームの編成	資料編 S33-07-01
◇災害廃棄物の処理計画フロー図	資料編 S33-07-02
◇町内のごみ、し尿運搬車台数	資料編 S33-07-03
◇し尿処理運搬チームの編成	資料編 S33-07-04

第8節 防犯対策（総務課、自主防災組織）

【防犯対策】

町は、警察機関と協力し、被災地における犯罪の発生を未然に防止するため、必要な防犯対策を実施し、町民の不安解消に努めます。また、地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう、積極的な指導・支援に努めるほか、警備業者に対しても防犯活動の強化を要請します。

第9節 遺体（総務課、住民課）

【遺体の搜索】

行方不明の状態にある者で周囲の状況から既に死亡していると推定される場合、その遺体の搜索は、町本部が関係機関と協力して実施します。

【遺体の見分・処理】

遺体を発見した場合、町本部は、速やかに県支部警察班（警察官）に連絡し、その見分を待って必要に応じて処理を行います。また、町は、身元確認に必要な資料の提供等、警察の見分に協力します。遺体の処理は、町本部が、医療班や医師の協力を得て実施します。遺体の安置場所は、民間葬儀場等に協力を要請します。

【遺体の埋葬】

町本部において遺体の埋葬等を行う必要がある場合、医療班が応急的な埋葬等を行います。埋葬は、必要に応じて直接火葬等に付したり、棺・骨つぼ等を遺族に支給したりする等の方法で実施します。

◇遺体の搜索、処理及び埋葬

マニュアル編 M33-09

◇災害救助法による遺体搜索の実施基準他

資料編 S33-09-01～03

第10節 産業応急対策（産業環境課）

【農業】

災害により、農地又は農道が被害を受けた場合は、速やかに復旧に努めます。災害発生後は、農作物への被害拡大を防止するため、関係機関と協力し、病虫害防除の指導徹底にあたるものとします。病虫害防除に使用する農薬や防除器具が不足する場合は、その確保を支援します。

【林業】

災害により、林地又は林道が被害を受けた場合は、速やかな復旧に努めます。また、造林木が被害を受けた場合は、関係機関と協力し、倒木起し等の対策を講じるとともに、必要な資機材が不足する場合は、その確保を支援します。

◇産業応急対策（危険物施設等）

マニュアル編 M33-10

第4章 被災者対策

第1節 医療・助産計画（住民課）

【医療体制】

被災現地で応急医療等を実施するため、医療関係者による現地医療班を編成するとともに、医薬品・医療用資機材供給体制を迅速に確保します。また、県および日本赤十字社等においても、別途医療班を編成します。被災現地において医療が必要な場合は、医療班を現地に派遣し、現地（避難所または被災現地）の近くの適切な施設を利用して診療にあたります。適切な施設がない場合は、テント等により野外に現地救護所を開設します。なお、町の医療班の活動は、原則として災害発生後1日～2日間とし、長期間に及ぶときは、県に派遣を要請します。

【実施方法】

被災現地で医療等が必要な場合、医療班は、現地医療班を派遣します。現地医療班は、現地（避難所または災害現地）近辺の適切な施設を利用して、あるいは、テント等により野外に現地救護所を開設して診療にあたります。なお、町の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当な場合、医療班は、その医療機関の代表者と協議して、平常時の取扱いに準じて医療等を行います。

大規模災害等によって医療を要する者が多数に及ぶ場合等、必要に応じて、医療関係機関または国の非常本部等に対して、災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣要請を行います。

【医療機関への搬送】

医療機関における医療が必要と認められる場合は、医療機関の代表者と協議し、平常時の取扱いに準じて医療を実施します。医療を必要とする者の状態が重傷病で、収容が必要な場合は、収容可能な医療機関に搬送します。搬送は、基本的に自動車を利用して行いますが、緊急を要する場合は、県防災ヘリコプターや自衛隊等のヘリコプターの出動を要請します。

移送が必要な重症患者数が多数に及ぶ場合等、必要に応じて、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に、町外の医療施設での広域的な後方医療活動を要請します。また、広域後方医療施設への移送予想人数を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営し、そこから町外の医療施設への移送を実施します。

【助産等の体制】

助産および被災者の心のケアについても、適切な体制を整備します。

◇医療・助産、保健活動、精神保健対策

マニュアル編 M34-01～02

◇県等における医療チームの編成、医療及び助産の救助対象者他 資料編 S34-01-01～09

第2節 災害時要援護者対策（住民課、消防団、可茂消防事務組合、社会福祉協議会）

災害時要援護者については、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等の様々な場面において、きめ細やかな対応を行います。

【災害時要援護者の確認・避難】

災害発生直後、関係機関の協力を得て、災害時要援護者の安否確認を行います。また、救援に当たっては、事前に整備した避難行動要支援者名簿等を活用して、居宅に取り残された要援護者の迅速な発見に努めます。町は、関係機関と連携し、あらかじめ定められた『川辺町災害時要援護者避難支援プラン』（平成23年1月策定）に従って、災害時要援護者は地域住民とともに避難するよう配慮します。また、地域の自主防災組織は、地域ぐるみの協力体制を整備します。

【避難所、仮設住宅】

災害時要援護者が避難所に避難した場合は、避難所または地域で災害時要援護者を支援し、ともに協力して生活するものとします。避難所生活が長期化した場合、一般の避難者との共同生活が困難な災害時要援護者のために、福祉施設等に専用の避難スペースを確保し、関係機関の協力を得て必要なスタッフを確保します。また、仮設住宅の入居者選定にあたっては、災害時要援護者の優先的な入居を進めるものとします。

【外国人対策】

災害時の外国人被災者の救助が必要な場合、公益財団法人岐阜県国際交流センターに通訳ボランティアの派遣を要請します。また、外国人に対して、避難場所や物資支給等の必要な情報が正確かつ迅速に伝達されるように努めます。

- ◇災害時要援護者対策 マニュアル編 M34-02
- ◇災害時用援護者対策、在宅の要援護者対策 資料編 S34-02-01～02

第3節 避難所開設・運営（住民課、自主防災組織）

【避難所の設置】

災害発生時には、必要に応じて避難所及び避難場所を設置し運営にあたります。避難所等の開設・運営は、避難所等として使用する施設の管理者、その他の関係者やボランティアの協力を得て行います。また、避難所が不足する場合には、一時避難施設や野外受入施設の確保等を図るとともに、必要に応じて県や県内市町村に応援を要請します。

【避難所の運営体制】

避難所を開設した場合、町本部は、各避難所に町民部員を派遣駐在させるとともに、電話等を設置して、避難所の管理と収容者の保護、被災者情報、支援対策等の広報に当たさせます。また、避難者の中から選ばれた世話人（若干名）は、駐在員の指示に従って避難所の運営に協力します。さらに、避難所運営は、女性の会、赤十字奉仕団、その他ボランティア団体等の協力により、生活環境の保持が円滑に行われるように努めます。

また、町、自主防災組織、施設管理者の3者が協議を行い、避難所として利用される予定の施設ごとに「避難所開設運営マニュアル」を策定し、当該マニュアルに従って避難所が運営されるよう指導します。

【良好な生活環境の確保】

避難所における生活環境には常に注意を払い、良好なものとするよう努めます。また、避難が長期化した場合等、必要に応じてプライバシーの確保、入浴施設の設置、医師・看護師等の巡回、避難所の衛生状態の維持等に配慮します。なお、生活環境の確保にあたっては女性や子育て家庭のニーズ等にも十分留意します。

【避難所の早期解消】

災害の規模や、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況によっては、旅館等への移動を促します。

また、災害規模によって避難の長期化が予想される場合は、県の協力のもと、応急仮設住宅の迅速な提供、居住可能な町営住宅・民間賃貸住宅等のあっせん等により、避難者の健全な住生活の早期確保を図るとともに、避難所の早期解消に努めることを基本とします。

第4節 生活救援対策（関係各課）

生活救援対策については、孤立状態にある被災者、在宅避難者、応急仮設住宅等への入居者、所在が把握できる広域避難者等にも支援が行われるよう努めます。特に、通信・交通の途絶によって孤立状態にある被災者については、孤立状態の早期解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品等の円滑供給に十分に配慮します。

【食料】

供給する食料は、原則として町の備蓄を使用しますが、必要に応じて、応援協定締結業者にも供給を依頼します。食料の供給にあたっては、医療機関や福祉施設を優先するとともに災害時要援護者等にも配慮します。また、炊き出し等によって食料供給を行う場合は、常に食品衛生に十分留意します。

◇食料供給 マニュアル編 M34-04-01

◇町備蓄倉庫と備蓄食料、米穀販売業者一覧他 資料編 S34-04-01～05

【飲料水】

飲料水は、水道水源地の山楠配水池からポリ容器、給水タンク車により給水拠点に輸送し、供給・配分します。不足する場合や自動車等が利用できない場合は、防災備蓄倉庫の備蓄飲料水を供給します。なお、飲料水の配分は、避難所及び炊き出し場所、医療機関や福祉施設、断水地域の住民に優先的に実施します。

水道水源地が汚染された場合は、清掃・消毒を十分に実施し、水質検査（通常の理化学検査）によって飲用に適することを確認したうえで供給します。家庭用井戸等によって飲料水を確保する場合は、防疫等の衛生上の処置を行ったうえで利用します。

◇給水 マニュアル編 M34-04-02

◇給水目安量、給水実施基準、給水拠点箇所他 資料編 S34-04-06～10

【生活必需品】

寝具、衣料、肌着、身の回り品（タオル、手ぬぐい、靴下等）、炊事器具、食器等の生活必需品を確保し被災者に支給します。ただし、災害救助法が適用された場合は、原則として県が物資の確保・輸送を行い、町は被災者に割当て支給を行います。町が調達した物資については役場庁舎又は中央公民館において、県からの物資については川辺海洋センターにおいて支給します。

支給する物資は、被災者が一時的に急場をしのぐことができる程度とします。なお、医療機関及び福祉施設等を優先するとともに災害時要援護者に対しても配慮します。

◇生活必需物資供給 マニュアル編 M34-04-03

◇生活必需物資の給与品目、物資の集積・給与場所他 資料編 S34-04-11～14

【学用品】

災害によって学用品を失った小学校児童及び中学校生徒に対しては、被害の実情に応じて、教科書、教材、文房具及び通学用品を支給し、教育・就学に支障が生じないようにします。

- ◇学用品支給 マニュアル編 M34-04-04
- ◇学用品支給基準、確保すべき学用品 資料編 S34-04-15～16

【義援金】

地域における義援金品の募集・配分は、町が中心になり、日本赤十字社岐阜県支部川辺町分区や社会福祉協議会等の機関が共同・協力して実施します。配分に当たっては、配分方法を工夫するなどして、可能な限り迅速な配分に努めます。特殊な災害等による募集・配分は、関係のある機関が単独または共同で実施します。

- ◇災害義援金品の募集・配分 マニュアル編 M34-04-05
- ◇募集・配分に関する報道機関への公開内容他 資料編 S34-04-17～19

【り災証明書】

町は、関係各課との連絡・協力により、各世帯別の被害状況が判明次第速やかに、り災者台帳を作成します。また、り災世帯に対しては、り災証明書を交付します。ただし、災害時の混乱等によって証明書の交付ができないときは、仮り災証明書を作成・交付し、後日速やかにり災証明書と交換します。

- ◇り災者の応急救助手続き等 マニュアル編 M34-04-06

第5節 帰宅困難者対策（総務課、企画まちづくり課）

【川辺町の対応】

日頃より、町ホームページ等を通じ、徒歩帰宅に必要な装備や帰宅経路、家族との連絡手段の確保、事業所の責務など必要な啓発に努めます。

災害発生に伴う鉄道の運行停止、道路の寸断等によって帰宅困難者が発生した場合は、町有施設等を帰宅困難者の一時滞在施設として利用できるようにします。また、報道機関、防災関係機関等より情報を収集し、徒歩帰宅困難者に対して、帰宅ルートや帰宅支援施設（一時滞在施設、コンビニエンスストアなど）等、必要な情報を提供します。

災害警戒
・対策編

【事業所等の役割】

町内の事業所等は、事業所建物や周辺の被災状況を調査し、安全が確認できた場合、従業員等を一定期間事業所内に留める等、帰宅困難者が発生しないよう措置を講じます。また、従業員等が事業所内に待機できるよう必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めます。

第6節 住宅対策（基盤整備課）

【住宅対策】

災害によって住宅が被災し、土砂の浸入等によって居住できなくなった被災者のうち、自力での対応が困難な被災者を支援するため、関係業界団体等の協力を得て、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施及び障害物の除去をします。

応急仮設住宅の十分な建設・確保が困難な場合は、必要に応じて関係機関の協力を求め、居住可能な町営住宅のあっせん、民間賃貸住宅の借上げ等によって、被災者への住宅供給に努めます。なお、応急仮設住宅等については、災害時要援護者に充分配慮して情報提供を行い、災害時要援護者に優先的な入居に努めます。

【応急住宅の管理】

応急仮設住宅を設置する場合、女性をはじめとする生活者の意見の反映、災害時要援護者のニーズへの対応及び必要に応じて愛玩動物の受け入れにも配慮します。また、応急仮設住宅における安全・安心の確保、心のケアによる孤独死や引きこもり等の防止、入居者によるコミュニティの形成・運営に努めます。加えて、孤独死の防止等のためのアフターケアに必要な入居者情報の第三者提供についても、事前に同意を得る等の配慮をします。

◇応急住宅対策

マニュアル編 M34-06

◇住宅確保等の種別及び順位、応急住宅に関するその他の計画

資料編 S34-06-01～02

第7節 建築物等安全対策（総務課、基盤整備課）

【二次災害の防止】

災害によって建築物や宅地に被害が生じた場合、その後の二次災害の発生を防止するため、適切な安全対策を実施します。

【建築物・宅地の危険度判定】

地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断される場合は、被災建築物応急危険度判定士等により、被災建築物の応急危険度判定を実施するものとします。併せて、被災者への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県に判定支援要請を行います。

また、宅地の被害情報に基づき宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めます。併せて、必要に応じて県に判定支援を要請するとともに、被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施します。

◇建築物等安全対策 マニュアル編 M34-07

◇仮設住宅建設のための応援要請 資料編 S34-07

第8節 愛玩動物等対策（産業環境課、住民課）

【愛玩動物等対策】

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想されます。

そのため、逸走した動物による人への危険防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援を行います。

①被災地域における動物の保護

町は、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護、収容、救護等を行います。

②動物の適正な飼育体制の確保

町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるとともに、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努めます。

③特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じます。関係機関等と協力して、被災地における被災動物の保護収容等を行います。また、避難所における愛玩動物の飼育体制を確保します。

◇愛玩動物対策 マニュアル編 M34-08